

「九条俳句訴訟」控訴にあたっての弁護団声明

2017年10月24日

九条俳句訴訟原告弁護団

(弁護団事務局 埼玉中央法律事務所 048-645-2026)

九条俳句訴訟は、10月13日さいたま地裁において原告勝訴の判決を得ましたが、本日24日原告は同判決について控訴の手続をとりました。

1 判決はさいたま市の取り扱いが不公正で違法であると認めた

判決は、「三橋公民館及び桜木公民館の職員らが、原告の思想や信条を理由として、本件俳句を本件たよりに掲載しないという不公正な取扱いをしたことにより、法律上保護される利益である本件俳句が掲載されるとの原告の期待が侵害された」から、三橋公民館が、本件俳句をたよりに掲載しなかったことは、「違法である。」と判断する原告の勝訴であった。行政の政治的中立性を根拠とした事なかれ主義により、表現の自由など市民の憲法上の基本的人権が安易に制限される風潮が蔓延する現状に対し、警鐘を鳴らすものとして非常に重要な意義を有するものである。

原告は、判決を受け、さいたま市に対し、① 違法状態を解消するために九条俳句を公民館だよりに掲載すること、② 具体的な再発防止策をとること、の2点を申し入れ、「この点を約束するのであれば控訴しない」旨表明した。

しかしながら、さいたま市は、平成29年10月20日、上記2点の実施を拒否し、併せて、さいたま市として控訴手続を採ると宣言した。判決を真摯に受け止めようとせず、地域的解決の糸口を断ち切り、違法状態をいたずらに継続させるさいたま市の対応は、極めて不当である。

さいたま市の控訴を受け、原告は本日10月24日控訴手続をとった。

2 控訴審で目指す点

- (1) 原判決は、① 実質的に原告の思想・表現の自由を保障したものと理解することができる点、② 九条俳句を公民館だよりに掲載することが「公民館の中立性や公平性・公正性を害するということとはできない。」とした点、③ さいたま市が不掲載の根拠とした社会教育法23条1項2号、及びさいたま市広告掲載基準4条(1)エが、不掲載の判断の根拠とならないことを明示した点、④ 公民館職員が「憲法アレルギー」の発露として九条俳句の掲載を問題視し、掲載の可否につき十分な検討を行わないまま不掲載とする「不公正な取扱い」を

したとして違法とした点、⑤ 公民館職員を規律する社会教育法の諸規定が、「大人の学習権を保障する趣旨」であることを明示した点、⑥ 主に子どもの学習権を判示した旭川学テ事件を前提として、「大人についても学習権が保障される」と明示した点などその積極的な意義を評価できる。

- (2) 他方原判決は、① 公民館は、公の施設（地方自治法244条）であるとともに、「自分の意見を率直に表明し」「他人の意見は率直に傾聴す」べき社会教育施設であるべき公民館及び公民館だよりの性質に正面から向き合っておらず、② 公民館だよりが、市民の学習成果を発表する場、「表現の場」としての役割を長年にわたって果たしてきたことに言及せず、③ かかる「表現の場」において内容に着目した不公正取り扱いは、憲法上の表現の自由の問題となることを明確に認定せず、④ 傷つきやすくこわれやすい基本的人権に対する萎縮効果につき、適切な判断がなされていないこと、⑤ 「大人の学習権」には学習成果の発表の権利・自由が含まれないとしたこと、⑥ 大人の学習権保障を趣旨とする社会教育法から求められる公民館職員の責務を明記していないこと等、見過ごせない弱点も含んでいる。
- (3) 控訴にあたり原告、市民応援団、及び弁護団は、さらに世論に訴え、研究者・支援者の援助を得ながら、市の違法性を認めた原判決の結論を維持し、国民の基本的人権の前進にとって意義のある控訴審判決を求めて奮闘することを誓うものである。

以 上